

○高松市障害支援区分等審査会の委員の定数等を定める条例

平成18年3月23日条例第18号

高松市障害支援区分等審査会の委員の定数等を定める条例

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する高松市障害支援区分等審査会の委員の定数は、12人とする。

第2条 法令及び前条に定めるもののほか、高松市障害支援区分等審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成26年3月28日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)